

船橋市介護保険利用者負担の減額に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第50条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例、法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例及び船橋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）第7条に規定する第1号事業支給費に係る利用者負担割合の特例（以下「利用者負担額の減額」という。）に関し、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、船橋市介護保険施行規則（平成12年船橋市規則第53号。以下「規則」という。）及び総合事業実施要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(減額の事由)

第2条 利用者負担額の減額は、次の各号の一に規定する場合に該当する要介護被保険者、要支援被保険者又は事業対象者（省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号被保険者をいう。以下同じ。）（以下「要介護被保険者等」という。）について適用する。なお、省令第97条の規定は事業対象者について準用する。

- (1) 省令第83条第1項第1号又は第97条第1項第1号に該当する場合において、要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）の所有する住宅、家財等が災害等により3割以上の損害を受けたとき。
- (2) 省令第83条第1項第2号から第4号までの一又は省令第97条第1項第2号から第4号までの一に該当する場合（以下「収入減少事由」という。）において、主たる生計維持者が死亡し又は主たる生計維持者の収入減少事由の日以後1年間の主たる生計維持者の収入見込額が前年の収入額の2分の1以下に減少し、かつ当該要介護被保険者等の属する世帯の実収入見込月額が、その世帯につき算定した生活保護法（昭和25年法律第144号）における基準生活費に1.2を乗じて得た額以下になったとき。

(保険給付の割合)

第3条 前条の規定による減額後の給付割合は、次の通りとする。

- (1) 前条第1号の規定による減額後の給付割合は損害の割合が5割以上の場合100分の100、3割以上場合100分の97とする。

(2) 前条第2号の規定による減額後の給付割合は、100分の97とする。

(適用期間)

第4条 利用者負担の減額の適用期間は、申請のあった月から1年以内とする。ただし、第2条第2号の規定による減額の適用期間は、6月以内とし、1回に限り更新することができる。

(減額の申請)

第5条 利用者負担減額の申請は、申請事由の発生した日から3ヶ月以内とする。ただし、当該期間に申請できない止むを得ない理由があると認められる場合はこの限りでない。なお、減額の申請に係る規則第14条第1項の規定は事業対象者について準用する。

(減額の認定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、申請書及び添付書類等に基づき申請内容を審査し又は申請者から事情聴取を行い減額の承認又は非承認を決定する。

(決定通知)

第7条 市長は、前条の承認又は非承認の決定をしたときは、速やかに決定内容を要介護被保険者等あてに通知する。なお、決定通知に係る規則第14条第2項の規定は事業対象者について準用する。

(認定の取り消し)

第8条 市長は利用者負担の減額の認定を受けた者が次の各号に該当すると認めた場合は認定を取り消すことができる。

(1) 資力の回復等により減額の必要が無くなった場合

(2) 偽りの申請その他不正の方法により認定を受けた場合

(認定証の返還)

第9条 前条各号の規定により利用者負担額の減額の適用を取り消された者は、速やかに利用者負担額減額認定証を市長に返還しなければならない。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成18年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成23年6月28日から施行する。
(東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除)
- 2 「東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の運用について」(平成23年5月16日付け老介発第0516第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知。以下「課長通知」という。)第1の2(1)に定める間、第2条に定める要介護被保険者等に課長通知第1の1(1)に定める者を加える。
- 3 要介護被保険者が、課長通知第1の1(1)①に該当する場合とは、要介護被保険者等又は主たる生計維持者の所有する住宅が、災害の被害認定基準に基づき半壊以上の認定を受けたとき、または家財等が5割以上の損害を受けた場合をいう。
- 4 要介護被保険者が、課長通知第1の②に定める「収入が著しく減少した」とは、東日本大震災により被害を受けたことにより、当該要介護被保険者等の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少見込額(保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額)が、平成22年中における当該事業収入等の額の合計額の10分の3以上になった場合(要介護被保険者の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円を超える場合を除く)をいう。
- 5 第2項で定める者の保険給付の割合は100分の100とする。
- 6 第2項で定める者の利用料免除の適用期間については、課長通知第1の2(1)に定める間とする。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。